

愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの全国大会、国際大会及びその他大会（以下「大会」という。）に出場することにより、本町の社会体育の振興に寄与すると認められる個人又は団体に対し、出場経費の一部を交付することについて愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会^{※1}

国民体育大会、各種の全日本選手権大会その他の全国規模^{※2}の大会で、地方予選、選考会等を経て出場する大会又は明確な出場基準・選考基準により出場する大会をいう。

(2) 国際大会^{※1}

オリンピック大会、アジア大会、各種の世界選手権大会その他の国際規模^{※3}又は世界規模^{※4}の大会で、かつ、国内予選、選考会等を経て出場する大会又は明確な出場基準・選考基準により出場する大会をいう。

(3) その他大会

前2号に該当しない大会又は予選会や選考会を経ず、明確な出場基準・選考基準のない全国規模、国際規模、世界規模の大会をいう。

※1 対象となる大会は、国、地方公共団体、日本スポーツ協会（加盟する種目別団体を含む）、国際的スポーツ団体及びこれらに準ずるスポーツ団体が主催する大会で、日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会の加盟団体の競技に限る。

※2 全国規模 国内の一部都道府県、一部地域に限らず、全都道府県を対象とした大会

※3 国際規模 アジア大会、ヨーロッパ大会などの、複数の国が集まるが、一部地域に限られるもの

※4 世界規模 全世界を対象とした大会

(交付の対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、前条各号に掲げる大会に出場する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に在住する個人

(2) 町内に所在する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。

(1) 関東中学校及び全国中学校大会等参加者派遣費支給基準により支給を受けた場合

(2) 前項第2号に規定する団体の構成員で町外に在住する者
(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定める額とする。

(交付の回数)

第5条 奨励金の交付回数は、第2条に定める大会において、一会計年度につき国内、国外各1回、合計で2回を限度とする。

(申請手続)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに愛川町スポーツ全国大会等出場結果報告書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 町長は奨励金の交付を受けた者が大会に出場しなかったときは、奨励金交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

| 区 分 | | 交付金の額 | |
|-------|----|---|---|
| 全国大会 | 個人 | 第2条(1)に定める大会のうち国民体育大会・日本選手権規模の大会 | 10,000円 |
| | | 第2条(1)に定める大会のうち産業別・年齢別等の大会(実業団対抗大会・インターハイ・インカレなど) | 7,000円 |
| | | 第2条(1)に定める大会のうち中学生以下を対象とした大会 | 5,000円 |
| | 団体 | 第2条(1)に定める大会 | 個人の金額に出場選手(監督、コーチを含む。)の員数を乗じて得た額を限度に、その都度町長が決定した額(上限100,000円) |
| 国際大会 | 個人 | 第2条(2)に定める大会のうち国内で開催される大会 | 10,000円 |
| | | 第2条(2)に定める大会のうち国外で開催される大会 | 30,000円 |
| | 団体 | 第2条(2)に定める大会 | 個人の金額に出場選手(監督、コーチを含む。)の員数を乗じて得た額を限度に、その都度町長が決定した額(上限100,000円) |
| その他大会 | 個人 | 第2条(3)に定める大会のうち国内で開催されるもの(マスターズ大会、ねんりんピックなど)。 | 3,000円 |
| | | 第2条(3)に定める大会のうち国外で開催されるもの。 | 5,000円 |
| | 団体 | 第2条(3)に定める大会 | 個人の金額に出場選手(監督、コーチを含む。)の員数を乗じて得た額を限度に、その都度町長が決定した額(上限30,000円) |